

総務文教委員会

令和4年10月31日(月)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】 永見委員長、三浦副委員長、
肥後委員、夫谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

(総務部) 坂田総務部長、佐々木総務課長
(地域政策部) 邊地域政策部長、末岡地域活動支援課長
(教育委員会) 岡田教育長、森脇教育部長、草刈教育総務課長

【事務局】 松井書記

【議題】

1 執行部報告事項

- (1) 国による個人情報保護制度の見直しについて 【総務課】
(2) 令和4年度第2回「地域の日」について 【地域活動支援課】
(3) 浜田市立小中学校統合再編計画の策定について 【教育総務課】
(4) その他

2 その他

- ・【要望書】 学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのお願い(委員会に配付)

3 【取組課題】 多様性社会の推進について(委員間で協議)

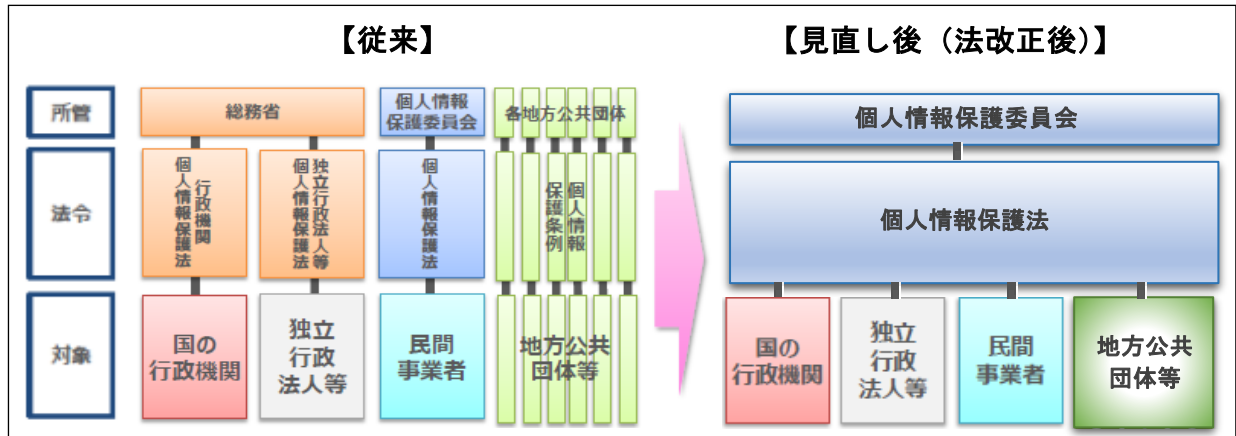
国による個人情報保護制度の見直しについて

1 現状

現在の本市における個人情報保護制度は、浜田市個人情報保護条例に基づいており、同条例において個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市民等の権利利益の保護を図っています。

2 国による制度見直し

- (1) 国において、「個人情報保護」と「データ流通」の両立等に対応するため、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、従来、国の行政機関・独立行政法人等・民間事業者・地方公共団体等ごとに分かれていた規律を、個人情報保護法に一元化することとされました。
- (2) 改正後の個人情報保護法の地方公共団体への適用は、令和5年4月1日とされており、同日からは、全国共通ルールにより、本市にも適用されます。

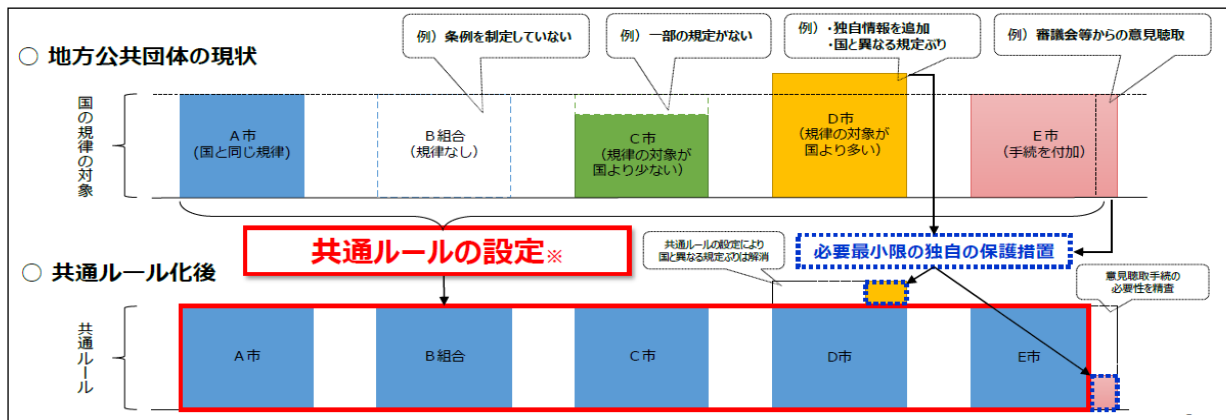


3 本市を含む地方公共団体の対応

- (1) 個人情報保護法の適用後は、地方公共団体が制定する個人情報保護に関する条例に定めることができる事項は、個人情報保護法において条例に委任された事項や、条例で定めることが許容されている事項に限定されます。

【条例で定める事項】 開示請求に係る手数料・実費、開示決定期限の特例、審査会等

- (2) 現在の本市の個人情報保護制度は、基本的には国と同水準ですが、本市においても、既存の個人情報保護条例等を改廃するとともに、新たな条例を制定する予定です。



令和 4 年度第 2 回「地域の日」について

令和 4 年度第 2 回「地域の日」として、以下のとおり市長が各地域の企業等を訪問し、経営者等と意見交換を行います。

日時及び訪問先

日時	地域	訪問先	場所	担当課
11 月 1 日(火) 13:30 ~ 15:00	浜田	はまだお魚市場 仲買事業者 (13 事業者)	はまだお魚市場 商業棟 2 階 フードコート	産業経済部 水産振興課
11 月 11 日(金) 10:45 ~ 12:00	弥栄	弥栄中学校生徒 (全学年)	弥栄中学校体育館	弥栄支所 防災自治課
11 月 30 日(水) 13:00 ~ 15:00	旭	旭温泉旅館組合 (4 事業者)	かくれの里ゆかり	旭支所 産業建設課
12 月 12 日(月)	金城			
13:30 ~ 14:30		T C 浜田農場株式会社	産業経済部 農林振興課	
15:00 ~ 16:00		株式会社ベリーネ	金城支所 産業建設課	
12 月 20 日(火)	三隅			
9:00 ~ 10:00		道の駅ゆうひパーク三隅指定管理者 (橋本商店株式会社)及び株式会社楓ジェラート	三隅支所 防災自治課・ 産業建設課	
10:30 ~ 11:30		株式会社浜田メイプル牧場		

浜田市立小中学校統合再編計画の策定について

令和 4 年 5 月 23 日開催の総務文教委員会及び 5 月 30 日開催の全員協議会にて、浜田市立小中学校統合再編計画（案）の修正及び進捗状況について報告しました。

その後の保護者や地域の代表の方との協議及びパブリックコメントを実施し、計画を策定しましたので報告します。

1 パブリックコメント結果について

(1) 意見の募集期間

令和 4 年 6 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日

(2) 意見提出件数及び内容

1 件（1 名）

意見及び市の考えは、**資料 1**のとおり

(3) 意見の計画への反映

修正なし

2 浜田市立小中学校統合再編計画

資料 2のとおり

3 学校統合再編における地元との協議報告について

(1) 第四中学校関係

- ・保護者、地域から、統合についてやむを得ないという一定の理解を得た。
- ・意見として、主に次のものがある。

ア スクールバス導入を統合年度（令和 6 年度）からではなく、1 年早めてほしい。

イ 美川小学校の建設を計画どおり行ってほしい。

(2) 雲雀丘小学校関係

- ・保護者、地域から、統合についてやむを得ないという一定の理解を得た。
- ・保護者からの意見として、主に次の 2 点の継続検討の要望がある。

ア 現在小学 1 年から小学 3 年までとされているスクールバスの支援を全児童としてほしい。

イ 統合先の学校の体操服についても助成対象としてほしい。

【浜田市立小中学校統合再編計画（案）】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

No	頁	項目	意見	浜田市の考え方
1	1	児童生徒数及び学校施設の現状	<p>令和 2 年度に比べて見込まれる背景を単純に過去のデータから見込むだけでは行政が将来を見込んだ、将来を見込んだ国や地方あるいは民間での諸政策がまったく考慮されておらず、これが本当であれば浜田市の経済政策は無能で、私達市民の血税を無能職員による放置したことが原因であるのか、またその政策決定の背景が単純に利権争いの延長であるのかを検証して頂きたい。行政の執行部やその検証役でもある諸議員にもあることを認識して頂きたい。行政のトップでもある市長や副市長にはその責務は大きいと思われる。ただ久保田市長は今年の選挙において、市民にはからくも審判を頂き、からくでもあるがそのこれからのかじとりを重く受けとり慎重なかじとりを行っていると感じます。</p> <p>この際、副市長は辞任され、もっと判断力や決断力、経済的な視点の明快な方を据えられて、明るく活気ある浜田市にして頂きたい。</p>	<p>児童生徒数につきましては、令和 4 年度における小学校就学前の乳幼児数、小学校児童数、中学校生徒数をもとに算出したものであり、一定の確度のある数字と考えております。</p> <p>確かに経済政策についての影響を特に見込んではおりませんが、ここでの数値につきましては、過去からの推移の傾向を示すものであり、経済政策による影響は、この傾向を大きく変化させるものではないと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、当市の経済政策に対するご意見、政策決定の背景に関するご意見につきましては、本計画とは直接に関係ないものと考えておりますが、ご意見として受け止め、関係部署へ伝えさせていただきます。</p>

浜田市立小中学校統合再編計画

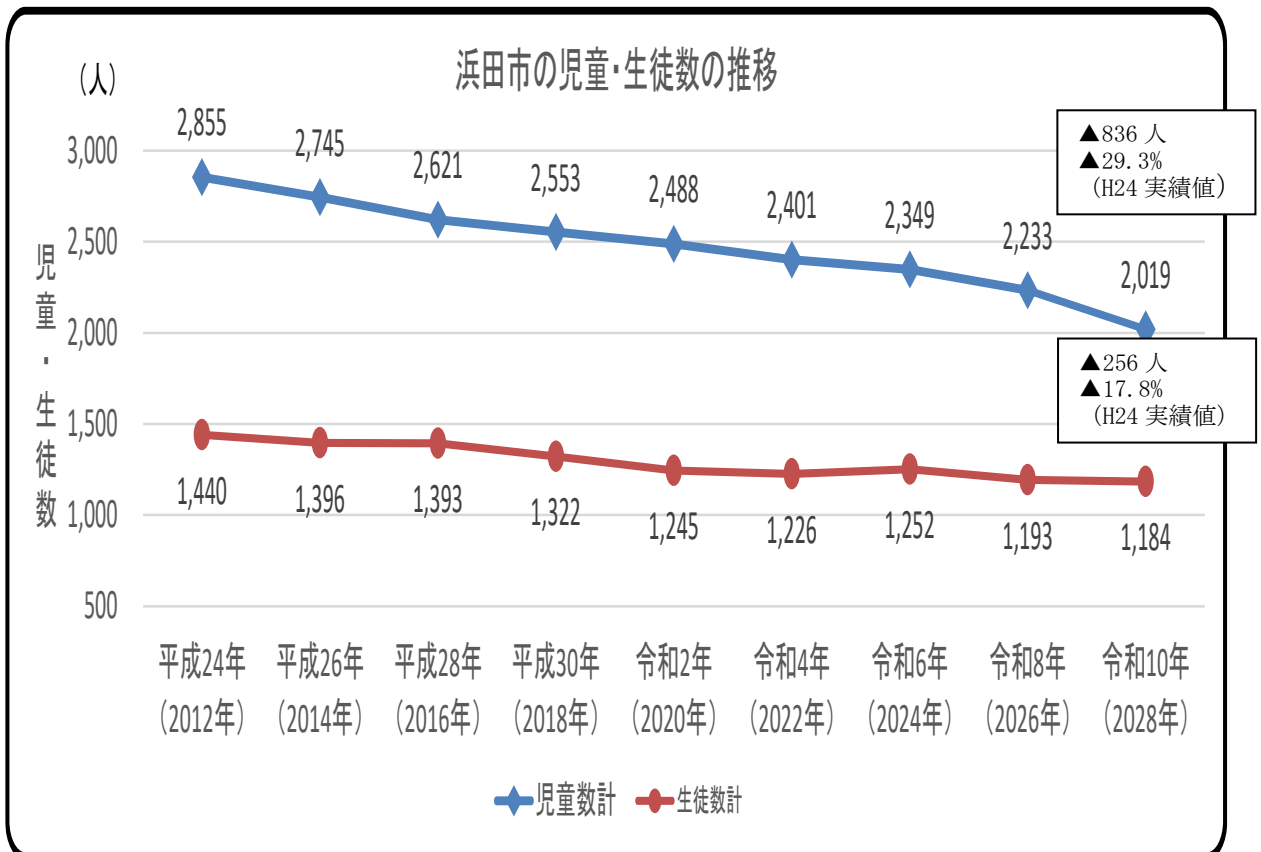
令和4年10月
浜田市教育委員会

目 次

1	児童生徒数及び学校施設の現状	1
2	計画の位置付け	2
3	学校統合再編に当たっての基本方針	3
4	具体的な学校統合再編計画	4
	(1) 学校統合再編の方針	4
	(2) 学校統合再編に当たっての具体的方策	5
	(3) 学校統合再編に当たっての留意点	9
5	おわりに	9

1 児童生徒数及び学校施設の現状

本市の児童生徒数は、平成24年度（2012年度）に4,295人（小学校2,855人、中学校1,440人）であったものが、8年後の令和2年度（2020年度）には3,733人（小学校2,488人、中学校1,245人）と562人減少（小学校▲367人、中学校▲195人）し、さらに、8年後の令和10年度（2028年度）には3,203人（小学校2,019人、中学校1,184人）と令和2年度に比べて530人減少（小学校▲469人、中学校▲61人）することが見込まれる。



特に小学校では1学年1学級という学校が16校中10校、また、複式学級のある学校は5校という状況である。

学校は、確かな学力を身に付ける場であるとともに、児童生徒が集団生活と対して多様な考えや体験ができ、切磋琢磨しながら社会性を培う場でもあり、一定規模の集団を確保することが望ましいものと考えられる。

また、安全で豊かな教育環境を実現するために、学校施設の様々な課題に対しても、早期に改善、充実を図っていく必要がある。

特に本市は学校施設の老朽化が進み、小・中学校25校のうち10校は、築40年を経過している。

このうち、校舎棟残耐用年数が10年未満の学校は次表（学校施設長寿命化計画調査結果一覧表）の4校であり、計画的な整備改修が必要である。

このような中、浜田市立学校統合計画審議会からの答申を尊重しつつ、該当する各地区で開催した答申の説明会において出された意見等を考慮しながら、このたび、浜田市立小中学校統合再編計画を策定した。

[参考資料]

●学校施設長寿命化計画調査結果一覧表

学校名	建物名	建築年度		経過年	評価				
		西暦	(和暦)		1. 屋根屋上	2. 外壁	3. 内部仕上	4. 電気設備	5. 機械設備
雲雀丘小学校	校舎	1955	(S30)	62	B	C	C	C	C
	校舎	1956	(S31)	61	C	C	C	C	C
	校舎	1957	(S32)	60	C	C	C	C	C
	体育館	1959	(S34)	58	C	C	C	C	C
石見小学校	校舎	1961	(S36)	56	D	D	C	C	C
	体育館	1965	(S40)	52	B	C	C	C	C
美川小学校	校舎	1940	(S15)	77	C	B	C	C	C
	校舎	1940	(S15)	77	C	B	C	C	C
	体育館	1973	(S48)	44	B	B	C	C	C
第四中学校	校舎	1954	(S29)	63	A	B	C	C	C
	校舎	1959	(S34)	58	B	C	C	C	C
	体育館	1961	(S36)	56	C	B	C	C	C
	校舎	1989	(H1)	28	A	B	B	B	B
	校舎	1992	(H4)	25	B	B	B	B	B

(平成 29 年度調査より抜粋)

※経過年凡例

	: 20年未満
	: 20年以上40年未満
	: 40年以上

※評価凡例

○目視による評価

(1. 屋根・屋上、2. 外壁)

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化 (安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化 (安全上、機能上、不具合の兆し)
D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている) 等

○経過年数による評価

(3. 内部仕上げ、4. 電気設備、5. 機械設備)

評価	基準
A	20年未満
B	20年以上40年未満
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

2 計画の位置付け

本計画は、「浜田市総合振興計画」及び「浜田市公共施設再配置実施計画」に基づき、市内小中学校の教育環境の適正化を推進するための方向性を示すものである。

ただし、児童生徒数の推移や学校施設の状況等により、必要に応じて見直しをする。

3 学校統合再編に当たっての基本方針

基本方針

学校の教育環境改善を行うため、以下の3点の基本方針に基づき学校の統合再編を行う。

(1) 学校施設

学校施設の老朽化が進み、施設の改修は行ってきたものの、今後、大規模な改修または建替を行わなければならない学校施設がある。

子どもたちがより良い施設環境で過ごすために、当市の財政状況も踏まえつつ、学校統合と学校建設を行い、課題の改善を図るものとする。

(2) 教育活動

小規模校においては、一人ひとりの子どもに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといった良さがある。

一方、人間関係や役割分担が固定化しやすいこと、集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少ないこと、中学校の部活動においては、その選択肢が限定されるなどの課題があるため、ある程度の学校規模を確保し、課題の改善を図るものとする。

(3) 学校運営と教職員配置

学校の小規模化が進むことで、教職員の人数も減るため、教職員1人当たりの校務分掌が複数になること、また学校組織として学習指導や生徒指導等について、相談、研究が行いにくいなどの課題があるため、ある程度の学校規模を確保し、課題の改善を図るものとする。



最重要方針

今回の計画は、特に基本方針の中の『(1) 学校施設』の対応を最優先として策定した。

4 具体的な学校統合再編計画

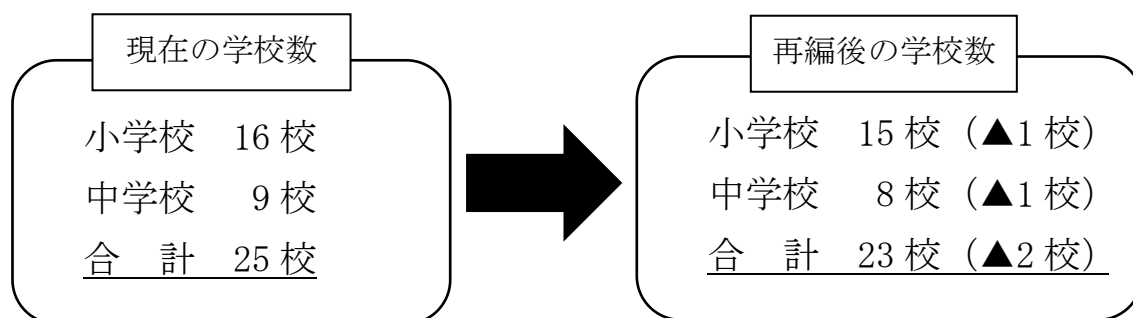
(1) 学校統合再編の方針

〈小学校〉

原井小学校	雲雀丘小学校を統合
雲雀丘小学校	原井小学校へ統合
石見小学校	新たな校舎を建設
美川小学校	新たな校舎を建設

〈中学校〉

第三中学校	第四中学校を統合
第四中学校	第三中学校へ統合



(2) 学校統合再編に当たっての具体的方策

①雲雀丘小学校を原井小学校へ統合 【統合目標年度】 令和6年度

雲雀丘小学校の施設は、建築後66年を経過し、耐震化工事や校舎床張り替え工事等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。

校区は原井町及び笠柄町のみであり、未就学児の進学割合の過去の数値を見ると3割程度が他地域へ転居している地域であることから、児童数は、各学年とも10人前後で、今後も大幅な増加は考えにくい状況である。

また、周辺には通学可能な小学校が複数設置されているが、このうち原井小学校は平成16年度に建設され、同じ浜田地区にあるため、原井小学校と統合することとする。

このことにより、施設の老朽化の課題、大きい集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会の確保、人間関係や役割分担が固定化しやすい課題の改善を図るものとする。

○統合後の児童数と学級数（見込）

令和6年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
原井小学校	児童数	29	24	31	25	38	30	-	177
	学級数	1	1	1	1	2	1	2	9
雲雀丘小学校	児童数	18	18	7	11	9	7	-	70
	学級数	1	1	1	1	1 複式		2	7

※令和4年度教職員算定資料等を基に積算



令和6年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
原井小学校 (統合後)	児童数	47	42	38	36	47	37	-	247
	学級数	2	2	2	2	2	2	2	14

○統合のスケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施事項	計画(案)の策定	計画(案)の説明会	計画の決定	交流学习の実施	統合
		保護者・地域との協議			

②第四中学校を第三中学校へ統合 **【統合目標年度】 令和6年度**

第四中学校の施設は、建築後67年を経過し、耐震化工事や屋上防水改修工事等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。

加えて、生徒数は、各学年とも10人前後であり、今後も大幅な増加は考えにくい状況である。

また、より適正規模に近いクラス編成が可能になることや部活動の選択肢が広がることから、第三中学校と統合することとする。

このことにより、大きい集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会の確保、人間関係や役割分担が固定化しやすいこと、同じ教科を担当する教員を複数配置することができず、教員に対する負担が大きいことなどの課題の改善を図るものとする。

○統合後の生徒数と学級数（見込）

令和6年度	区分	1年	2年	3年	特別 支援学級	合計
第三中学校	生徒数	76	111	86	-	273
	学級数	3	3	3	2	11
第四中学校	生徒数	16	13	3	-	32
	学級数	1	1	1	0	3

※令和4年度教職員算定資料等を基に積算



令和6年度	区分	1年	2年	3年	特別 支援学級	合計
第三中学校 (統合後)	生徒数	92	124	89	-	305
	学級数	3	4	3	2	12

○統合のスケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施事項	計画（案）の策定	説明会 計画（案）の	計画の決定	交流学习の実施	統合
		保護者・地域との協議			

③美川小学校は現地付近での建設

【新校舎利用開始目標年度】 令和9年度

美川小学校については、建築後 81 年を経過し、耐震化工事や雨漏り修繕改修工事等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。

また、極少人数学級（複式学級）の解消が必要な小規模校であり、適正規模に課題はあるが、通学に問題があることや地域コミュニティの存続及び発展の中核的な公的施設と位置付けられるため、放課後児童クラブの併設や防災機能を併せ持つような複合施設として建設する。

○建設スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～ 令和8年度	令和9年度
実施事項	<p>計画の決定</p> <p>準備・調整期間 (国等関係機関)</p>	<p>基本設計 測量設計</p>	<p>実施設計</p> <p>建設用地 整備</p>	<p>校庭等整備 屋体建設 校舎建設</p>	<p>新校舎 利用開始</p>



昭和15年建築の美川小学校

④石見小学校は現地付近での建設

【新校舎利用開始目標年度】 令和 12 年度

石見小学校については、建築後 60 年を経過し、耐震化工事や外壁修繕工事等を行ってきたが老朽化が著しい状況である。

さらに、浜田市の中心に位置し、児童数も市内で一番多い小学校であるため施設の現地付近での新築建替えを行う。

○建設スケジュール

	令和 5 年度～ 令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度～ 令和 11 年度	令和 12 年度
実施事項	準備・調整期間 (国等関係機関)	基本設計 測量設計	実施設計	校舎建設	新校舎 利用開始 屋体建設 校庭整備



昭和 39 年建築の石見小学校

(3) 学校統合再編に当たっての留意点

ア. 通学路の安全確保

統合により通学距離が延長されるが、現在の規定（文部科学省作成）『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』では、通学距離については小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内であることが妥当であるとされている。ただし、通学路等の安全対策の観点から過去の学校統合では柔軟な対応を行ったケースもあり、通学の安全を確保するため、第四中学校区生徒、雲雀丘小校区児童（小学1年から小学3年まで）においてスクールバスの導入を予定している。

なお、道路改良及び標識の設置については、現在、取組を進めているところも含め、調整を図っていく。

また、閉校になった学校の地域において、新たな見守り隊を発足し、子どもたちの通学を見守る活動を行っている事例もあるため、地域と連携して通学路の安全確保を検討していく。

イ. 統合後の旧校舎等の利活用

統合に伴い、学校として使用しなくなった施設等の利活用については、施設の状況や地域住民の意見を十分に考慮しながら、市として総合的に活用策を検討していく。

ウ. その他

学校統合再編計画の実施に当たっては、該当校区の保護者や地域の方々の意見を十分に伺うとともに、学校統合への理解が得られるよう最大限の努力をする。

5 おわりに

全国的に少子高齢化が進む中、本市においても児童・生徒数が減少している。そのような状況の中、将来を担う子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな体を育むためには、いかに社会が変化しようとして、自ら学び、考え、よりよく問題を解決するために主体的に判断し、「生きる力」を育成することが重要となっている。

今回の学校統合再編計画で方針を示した4校（雲雀丘小学校、第四中学校、美川小学校、石見小学校）のほか、建築後40年を経過している残りの6校のうち雲城小学校、今福小学校、金城中学校、弥栄中学校については、今までの統合の経緯や地域性に配慮し、今回の計画では現状どおりとし、次期計画時に検討する。

さらに、松原小学校、第二中学校については経年による機能低下はあるものの耐用年数に達していないため、次期計画時に検討する。

(案)

提言書

多様性社会の推進について

～（仮称）浜田市人権尊重のまちづくり条例に対する提言～

令和4年11月

浜田市議会 総務文教委員会

1 はじめに

浜田市では、令和2年度に「人権問題に関する市民意識調査」を実施して市民の人権意識の現状を調査し、「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）」を策定されました。この計画に基づき、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に取り組み、市民が安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を推進してこられました。依然として様々な人権問題が存在し、急速な社会変化によって新たな人権問題も生じています。

このような状況を踏まえ、本委員会は、令和4年1月に、取組課題のテーマを「多様性社会の推進について」に決定し、3月には執行部に人権問題の現状や取組状況をヒアリングするとともに、改定された「浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）」及び「浜田市男女共同参画推進計画（第4次）」の解説を受けました。

その後、新たに制定される（仮称）浜田市人権尊重のまちづくり条例に対して提言することとし、他の自治体が制定している人権条例の中から特徴的なものを抽出・分析することにより、本市の条例において大切にしていきたい視点や記載していただきたい内容について意見交換を重ねてきました。

その協議結果を次のとおり取りまとめたので提言します。提言内容について十分配慮を願うとともに、本市における多様性社会の実現に向けた取組が一層推進されることを望みます。

2 提言

(1) 現在の社会的背景の記載について

私ごとである認識を市民の方々に持っていただくために、国際化や情報化といった社会の急速な変化によって顕在化している新たな問題について、具体的な事例（インターネット上での誹謗中傷、地方社会における外国人の受入れ等）とともに、それによって引き起こされている問題（ハラスメント、傷つく等）について記されたい。

(2) 浜田らしさの表現方法について

基本的事項を記すに留めず、目指す社会像として本市が掲げる「協働のまちづくり」にも触れながら、意識の醸成や人権課題の解決に向けたアプローチの仕方を示すとともに、市民に対する訴求力をもった表現方法を検討されたい。

また、本市の歴史において、地域外との交流は極めて重要な点である。その文脈と昨今の社会情勢を重ねながら、「多様性」という言葉を用いて浜田市らしさを表現されたい。

(3) 市民の意識の持ち方について

自らの権利を行使する際には、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権についても尊重するよう、「権利」と「責任」について併記されたい。

(4) 相談体制における市の関わり方の明記について

救済の観点から、安心して相談できるセーフティネットが必須と考える。相談過程における市の役割を整理するとともに、適切な相談体制の設置について明記されたい。

(5) 啓発活動の促進について

急速な社会変化によって課題も多様化し、人権意識の向上は一層求められている。これまでの歴史や文化的な背景を踏まえて、学校教育や社会教育等のあらゆるアプローチで教育・啓発活動を実施していくことを明記されたい。また、あらゆる人の理解促進が図られるよう、わかりやすい条例の表現方法についても工夫されたい。(条例の補助資料として、児童や外国人等に向けたハンドブックを製作するなどの対応も検討されたい。)

(6) 審議会の設置及び位置付けについて

重要事項等の調査・審議を目的とした審議会を設置することにとどまらず、同会においては、本条例に基づいて策定される計画及びそれに対する活動実態について、状況を評価する機能を有することについても明記されたい。

なお、このことについて検討する際に、本条例に基づいた活動を推進するための行動計画のあり方についても取り上げられたい。

3 会議等の開催状況

令和3年

	日付	内 容
1	11月30日	取組課題のテーマについて各委員から提案
2	12月16日	取組課題のテーマについて各委員から提案

令和4年

	日付	内 容
3	1月17日	取組課題のテーマを「ダイバーシティの推進について」に決定
4	1月26日	今後の進め方について協議（市の現状を把握する）
5	3月23日	浜田市を取組状況、「人権教育・啓発推進基本計画（第4次）」及び「男女共同参画推進計画（第4次）」について（執行部へのヒアリング） 取組課題のテーマを「多様性社会の推進について」に変更
6	4月20日	ヒアリングの感想と今後の進め方について協議
7	6月15日	今後の進め方について協議（調査方法の検討）
8	9月1日	今後の進め方について協議（他の自治体の条例を調査する）
9	9月9日	他の自治体の条例を集めて協議
10	9月28日	他の自治体の条例を踏まえ、浜田市の人権条例に盛り込むべき事項等について協議
11	10月31日	提言案の検討
12	11月4日	提言案の検討、決定